

公益社団法人館林市シルバー人材センター
役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益社団法人館林市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第 28 条第 3 項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とし、週 5 回以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 本法人の役員は、常勤役員と非常勤役員を問わず無報酬とする。

(費用)

第 4 条 センターは、役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込みにより支払うものとする。

2 費用の額は、別表により予算の範囲内において支給する。

3 館林市職員並びにセンター事務局職員のうちから選任された役員に対する費用は支給しない。

(公表)

第 5 条 センターは、この規程をもって、公益認定法第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表 費用の額

(1) 非常勤役員の管内職務に係る費用	各非常勤役員の自宅からセンター又は開催場所までの距離に基づく次の額
	2 k m未満 90 円
	2～5 k m 180 円
	5～10 k m 360 円
	10 k m以上 720 円
(2) 役員の管外職務に係る費用	旅費規程に定める金額
(3) その他	実費